

原議保存期間	5年(平成30年3月31日まで)
有効期間	一種(平成30年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁運発第188号
平成27年8月5日
警察庁交通局運転免許課長

運転免許の取消しを申請しやすい環境の整備について

本年6月17日に道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が公布されたところであるが、同法案を審議した衆議院内閣委員会において、「運転免許の自主返納制度について、その周知や相談体制の充実等を図る」等を内容とする附帯決議が付されたところである(別紙参照)。

そこで、同附帯決議の趣旨及び道路交通法第104条の4の規定による申請による運転免許の取消し(全部取消しに限る。以下「申請取消し」という。)に関する事務の現状を踏まえ、運転免許の取消しを申請しやすい環境の整備を一層推進するため、これまでの各種通達で示した事項のほか、下記の事項について推進されたい。

記

1 申請取消し及び運転経歴証明書制度の周知徹底

申請取消し及び運転経歴証明書制度について、都道府県警察ホームページ、ポスター及びリーフレット等の各種媒体を活用した広報に努めるとともに、以下の方法を参考に、高齢運転者に対象を絞った広報を実施し、更なる周知の徹底を図ること。

- ・ 高齢者講習の通知書等への説明文の掲載
- ・ 高齢者を対象とした交通安全教室や講話における説明
- ・ 交通事故の当事者となった高齢運転者やその家族等に対する説明

なお、高齢者講習の通知書等へ説明文を掲載する場合については、運転免許証を更新する意思を排して申請取消しを勧めるものと誤解されないよう、記載内容に留意すること。

2 申請取消しに関する相談体制の整備等

身体的能力の低下等により運転に不安を感じる高齢運転者やその家族等からの相談を受けることは、当該運転者の運転適性を把握し、申請取消しに関する制度の教示や運転に関する指導等を行う上で有意義なものであることから、これらの者からの相談を受けられやすい体制を整備するとともに、これ

らの者からの相談を受け付けている旨、上記1と同様に周知を図ること。

なお、相談の受付については、各都道府県警察の実情に応じ、既設の運転適性相談窓口又は取消しの申請窓口を活用して行うことも差し支えない。

3 申請者の状況に応じた申請の受理

申請取消しを受けようとする者の中には、時間的、場所的な制約や個別の事情により既設の申請窓口において手続をすることが困難な者がいることから、各都道府県警察の実情に応じ、以下の方法を参考に、申請者やその家族等の負担の軽減に配慮した取組を推進すること。

(1) 日曜日窓口における申請の受理

申請者において窓口に来所することは可能であるが、本人や付添いをする家族等の用務のため、平日に来所することが困難である場合に対応するため、更新手続に関する窓口と同様、日曜日における窓口を開設し、申請を受理する。

(2) 代理人による申請の受理

申請者において窓口に来所することが困難であるが、家族等が本人に代わって来所することが可能である場合に対応するため、申請者から委任を受けた代理人による申請を受理する。

この場合において、代理人の本人確認を行い、委任状の提出を受けるほか、窓口において申請の受理に際して行っている

- ・ 申請者の意思に基づく申請であること
- ・ 取消しにより自動車等の運転はできなくなること、再度運転免許の申請を行う場合、運転免許試験の一部免除の措置はとられないことを理解したこと
- ・ 道路交通法施行令第39条の2の3各号のいずれにも該当しないことの確認に代わるものとして、申請者本人が上記事項を確認し、自らの意思により申請したことを明らかにする書類の提出を受けるなど、法令の規定による手続を確保するとともに、申請者の意思に反して運転免許を取り消すこととならないような措置を講ずること。

(3) 訪問による申請の受理

申請者やその家族等においても窓口に来所することが困難な特段の事情がある場合に対応するため、申請者宅又は施設等を訪問し、申請者からの申請を受理する。

なお、申請の受理は窓口において行うことが原則であることから、訪問により申請を受理する場合には、申請者における事情や申請取消しの手続を行う必要性を勘案した上で実施すること。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一～四 （略）

五 運転免許の自主返納制度について、その周知や相談体制の充実等を図るとともに、認知機能の低下等により運転免許の自主返納が困難な場合には、家族等周りの者の負担が過度にわたることのないよう配慮しつつ、社会全体で取り組むべき問題であるとの認識の下、必要な措置を講じること。

六～九 （略）